



お知らせ版

地域診療センター等、知事との懇談会が開催されます

役場住民生活課保健衛生班 ☎ 42-2111 内線 123

地域診療センターの病床休止に伴う、医療局の取り組み事項や新たな課題などについて、知事や医療局と意見交換が行われます。地域診療センターの今後の運営に生かす大切な懇談会です。一般傍聴は自由ですので皆さんにお知らせします。

■日時 5月19日(火) 午後7時から

■場所 九戸村公民館

新型インフルエンザ 予防を心掛けましょう

役場住民生活課保健衛生班 ☎ 42-2111 内線 122

新型(豚)インフルエンザH1N1は、国内での発生が認められ、いつ岩手県に侵入してくるとも限りません。皆さん、普段からの予防に心がけましょう。

■**症状** 突然の高熱・全身のだるさ・頭痛・筋肉痛・咳・鼻水・気道の炎症など

■**予防** ①マスクの着用②手洗い(石鹸を用いて丁寧に洗う)③咳エチケット(口に手を当てる・人前を避けるなど)④不要な外出を避ける⑤栄養・休息・睡眠を十分に取る

■**対応** 上記症状が少しでも見られたときは、
①海外渡航した場合、海外渡航した方に接触・あるいは接触の恐れがあった方は、病院に行く前に必ず発熱相談センターに電話をして指示を受けてください。

②接触など心配のない方は、通常どおり病院を受診してください。

■**発熱相談センター** 二戸保健所(☎ 23-9206)
受付時間 午前9時～午後5時30分

※夜間は、岩手県保健衛生課(☎ 019-629-5466)で受付を行っています。

犬の登録・狂犬病の予防注射を行います

村保健センター ☎ 42-2111 内線 123

村では、平成21年度の犬の登録及び狂犬病予防注射を5月17日(日)、村内各所で行います。犬を飼っている方は最寄りの場所で予防注射を受けてください。なお、詳しい日程、場所などは後日回覧されるチラシなどでご確認ください。

新規に犬を登録される方は、村保健センター(☎ 42-2111・内線 123)へお問い合わせください。

九戸村長杯ゴルフ大会参加者を募集

村体育協会事務局 ☎ 42-2177

村体育協会事務局では、第20回九戸村長杯ゴルフ大会の参加者を募集しています。

■**開催日時** 6月7日(日) 雨天決行
集合時刻 午前8時30分
スタート 午前8時54分

■**会場** 岩手洋野ゴルフクラブ
洋野町水沢 11-19-13(☎ 0194-55-2141)

■**競技方法** 18ホール・ストロークプレー
ダブルペリアカットなし方式

■**参加費用** 参加費 2,000円
プレー費 12,090円(食・飲み付き)

■**募集人員** 40名(先着6組キャディー付き)

■**申し込み締切日** 5月25日(月)

■**申し込み・問い合わせ先** 九戸村体育協会事務局(☎ 42-2177)へ。



裁判員制度

5月21日から
スタートします

Q どうして裁判員制度を導入したのですか？

A これまでの裁判は、検察官や弁護士、裁判官という法律の専門家が中心となって行われてきました。丁寧で慎重な検討がされ、またその結果詳しい判決が書かれることによって高い評価を受けてきたと思っています。

しかしその反面、専門的な正確さを重視する余り審理や判決が国民にとって理解しにくいものであったり、一部の事件とはいえ、審理に長期間を要する事件があったりして、そのため、刑事裁判は近寄りたくないという印象を与えてきた面もあったと考えられます。また、現在、多くの国では刑事裁判に直接国民がかかわる制度が設けられており、国民の司法への理解を深める上で大きな役割を果たしています。

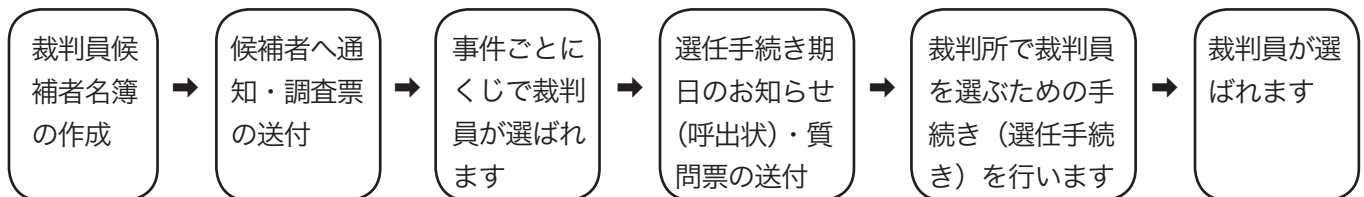
そこで、この度の司法制度改革の中で、国民の司法参加の制度の導入が検討され、裁判官と国民から選ばれた裁判員が、それぞれの知識経験を生かしつつ一緒に判断すること（これを「裁判員と裁判官の協働」と呼んでいます。）により、より国民の理解しやすい裁判を実現することができるとの考えのもとに裁判員制度が提案されたのです。

Q 裁判員制度が導入されることで、どのようなことが期待されているのですか？

A 裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されていくことになる結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、司法が、より身近なものとして信頼も一層高まることが期待されています。

Q 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

A 毎年1回、20歳以上の国民の中から、くじで翌年の裁判員候補者が選ばれます。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに裁判所における選任手続きにより選ばれます。



Q 裁判員になったら、日当や交通費はもらえますか？

A 裁判員や裁判員候補者等になって、裁判所に来られた方には、旅費（交通費）と、1日1万円以内で日当が支払われます。また、裁判所が自宅から遠いなどの理由で宿泊しなければならない方には、宿泊料も支払われます。

Q 仕事が忙しいのですが、辞退できませんか？

A 「仕事が忙しい」というだけでは辞退はできませんが、とても重要な仕事があり、自分でこれを処理しなければ、著しい損害が生ずる恐れがある場合には、辞退することができます。

辞退の判断は裁判所が行いますが、その際には、裁判員として裁判所に通う期間、裁判員として参加することが事業にどのくらい影響があるのかなどを考慮することになります。

Q 裁判員になったことで、トラブルに巻き込まれたりしませんか？

A 事件関係者から、危害を加えられる恐れのある例外的な事件については、裁判官のみで審理することになります。不安や危険を感じるような事態が生じた場合には、すぐに裁判所に相談してください。

盛岡地方裁判所および各支部では、制度をより理解していただき、皆さんの疑問や不安を少しでも解消するために、裁判所の見学説明会や、出前講義などを行っています。お気軽にお問合せください。

■お問い合わせ先 盛岡地方裁判所総務課庶務係 電話 019-622-3165、FAX 019-652-4088
盛岡地方裁判所二戸支部 電話 23-2591、FAX 23-2639
「裁判員制度」ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

●発行/岩手県九戸村 ☎ 028-6502 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6 ☎ 0195(42)2111 内線 168 FAX 0195(41)1005
村ホームページ: <http://www.vill.kunohe.iwate.jp/> Eメール: kunohe@vill.kunohe.iwate.jp ●編集/総務企画課庶務財政班